

一 吉野川改修工事への要望

吉野川は古来から洪水の大河であって、流域の住民は洪水の恐怖に戦き、その対策に腐心しながらも、対策の見るべきものもなし得ず、経過してきたことを、上巻以来述べてきた。明治期になって、新政府は吉野川下流域の本格的改修工事計画を樹立して、明治二十年着工したが、翌明治二十一年の洪水によって一部地域に洪水災害を受けたのは、この改修工事が原因するとして猛反対をうけ、ついに政府も明治二十二年工事を中止したことも、第一部に述べた。

しかし吉野川を改修し洪水災害を免れんとするのは、流域住民の切なる要望である。いかでか工事の中止をそのまま坐視し得ようか。私たち郷土の人々の工事着工への種々な運動があいついだのも当然であろう。すなわち桑川村会、学島村会の議事録から拾うても、次のような数々の決議がなされている。

- 一、明治二十六年学島村で旧三村協議会（学村・児島村・三ツ島村）は堤防工事を計画し、そのための予算案を村長は村会に提出するようお願い出ている。
- 二、同二十六年学島村会は、全員一致で、善入寺川上流点での制水工事に反対決議をしている。これは善入寺川上流において水流を制御、すなわち築堤などによって制御すれば、善入寺側の反対側に位置する学島村は流量の増加、流水の変化によって、直接被害をうけることが予想されるので、反対の決議をしたものであろう。
- 三、明治二十七年二月二十三日桑川村会は、県営宮ノ島堤防および中須（現在の藍住町）の堤防工事を堅固なも

のとするため、直接関係ある村での請負工事とせられんことを決議している。

- 四、明治二十七年八月一日の学島村会は、三ツ島の平山実三郎他四名から「善入寺川分水か所八十間以上を数十人が勝手に松杭や石でしめ切ったが、これは洪水の時吉野川の南堤防すなわち学島側堤防が決壊するので、実力で排除したい」との物騒な建議を受理している。

- 五、明治三十年一月十二日桑川村会は、宮ノ島から児島須賀にいたる河岸（北岸）工事（県営）を桑川村で請負うことを承認している。

- 六、同じく明治三十年十二月七日桑川村は、川島の古城山から児島境にいたる新堤（南岸）建設を県に請願している。

- 七、明治三十一年一月十七日桑川村会は、右の北岸築堤工事に必要な現品を関係の村民に賦課することを決議している。

- 八、同じく明治三十一年九月二十七日桑川村は、右の南岸堤防千五百十間の新設を県に再出願している。

- 九、明治三十三年十一月二日桑川村会は、県が計画中の善入寺川堰止め工事の中止を県に陳情しているが、これは同年八月二十四日の洪水で桑村地区に浸水したためであって、当時桑村には堤防無く、したがって洪水防止のための割石、川原石、松杭などの現物賦課や、県への陳情の記事が、この前後に桑川村会議事録に頻繁に出ている。

- 一〇、明治三十五年二月二日の学島村会は、児島のエビス堂から東の堤防一五三間を、県の指導により一千元以内で築くこととし、その経費は児島地区の鉄道線路から北の村民で負担することを決議している。

一一、明治四十年政府直營の吉野川改修工事計画が発表されたが、これに応じて明治四十三年六月十七日川島町会（桑川村は町制施行で川島町と改称）は、明治四十三年度上半期の吉野川改修工事費不均一増課地租割賦課一四〇円七九銭、同下半年分同じく一四〇円十二銭五厘を承認可決している。

注 吉野川改修工事は政府直營で国費で支弁するのであるが、一部を県費負担とした。県費負担について地租に増課することとしたのであるが、吉野川と何の関係もない勝浦・那賀・海部三郡には低く、吉野川と関係のある県北諸郡には高く増課する不均一賦課を県は県会に示したのであるが、これに対して県会の中に、同じく徳島県民であるから直接間接の差はあっても、均一に賦課すべしとの議論を生じ紛糾したが結局阿南三郡や今回の改修に無関係の岩津以西の諸郡の出身議員の不均一賦課の主張が多数で県原案通り不均一賦課となり、地租額に同じ各町村に割り当てられたのである。

こうした吉野川洪水の防止対策の樹立および実施への努力は、川島町や学島村のみに限らない。吉野川流域一帯は洪水の度毎に大きな被害を蒙っているが、ことに明治二十三年の大洪水は栗島（後の善入寺島）全島を水浸しとして被害甚大、明治三十五年九月の大洪水には栗島から対岸の八幡高等小学校へ通学する女児五人が渡し舟転覆で溺死する悲惨事勃発、吉野川改修工事に対する熱望は、関係町村で熾烈化してきたのである。こうした町村はいずれも政府や県に対し陳情を重ね来たのであるが、ことに私たちの郷土の川島は、吉野川流水の突き当たり位に位するのみならず、対岸に栗島があって、この島をはさんで吉野川が分岐し、（北に善入寺川が派流し、南に吉野川本流）洪水時には同島は広大な遊水地帯化する運命を持つため洪水の被害大きく、吉野川改修工事の完成を願うのは、他の流域町村以上のものがあつたのである。

こうした陳情請願の努力が実つたのか、吉野川改修工事も、土地の買収等に手間どり年月を徒らに経過したが、発表以来四年目の明治四十四年九月着工、しかし栗島後の善入寺島民の移住にも困難して、ようやく着工後十五年の歳月を要して昭和二年完成したのである。

徳島県としては未曾有の大工事であり、長い間吉野川洪水で泣いた沿岸住民にとっては枕を高くして眠り得ることとなつたわけで、大きな歓喜となつたこともちろんである。さればこそ、大正十三年の学島村事務報告書にも、前年度事業として「吉野川改修工事の結果、築堤完了、麻植普通水利組合の樋門建設により被害を免る」と記載され、大正十五年三月二十九日麻植郡役所より、「吉野川改修竣工式寄付金百四拾円也、四月中旬までに町村会において決議するよう」との指示があり、同年四月十三日の学島村会で「本県未曾有の一大事業たる吉野川改修工事も、国費一、二〇〇万円を支給し、今や工事の完了を告げる、県民としてまことに歓喜に堪えず、関係市町村は吉野川改修協議会を組織し、以て一七、一〇〇円を拠出してその盛典を援助せんとす」といい、一四〇円を学島村から吉野川改修協議会に寄付することを決議しているのも宜なるかな。もちろん川島町も同様であつたであらう。

吉野川改修工事は、徳島県にとって稀に見る大工事であり、吉野川流域住民の多年のガンを除いた大手術であり、私たち郷土川島町、学島村住民と深い深い関係を有する問題であり、したがって今少しく改修工事全般について概説しておきたい。もっとも、紙数の関係もあり、私たち郷土川島町、学島村の行政区画に属する部分を中心として概説するにとどめることにしたい。

二 吉野川改修工事のあらまし

明治二十年着工した吉野川治水工事は一頓坐を来したが、政府は明治二十九年河川法を、同三十年砂防法を制定し、治水事業を推進する意欲に変わりはなかった。しかし日露戦争の勃発は財政的に延引せざるを得なくしたが、それも戦勝で終結したので、政府も財政の余裕をいくらか得たのであろうか、関係住民の熱心な要請もあり、再び治水事業に取り組んだ。吉野川全流域にわたる画期的大改修工事の企画の実施は、その一つのあらわれであった。

吉野川改修工事は、明治四十年着工、十年継続の国営事業として、総事業費八〇〇万円（うち徳島県負担二七五万円）で施行する計画を樹立、その内容は、左岸の阿波郡林村岩津（現在の阿波町）、右岸の麻植郡川田村（現在の山川町）から河口まで約四〇キロメートルの区間について改修することとし、岩津地区の計画水流量を一三、九〇〇 m^3 sccとする方針の下に第十堰から下流の別宮川を改修して本流とすることとし、第十堰から下流河口までの川幅を起点の第十堰で七二〇メートル、河口で一、二七〇メートルに拡幅して堤防を築き、第十堰より上流岩津までの区間は、既設堤防を拡幅したり、かさ上げて築造補修し、堤防の無い地域には新たに築堤し川島の対岸に位置する栗島（この時善入寺島と改称）を河川敷たらしめて遊水地帯とし、吉野川の急流を著しく緩和する機能を持たしめ、堤防の負担を軽くする計画であった。こうして結局この工事によって、岩津より河口までは一直線の川幅拡大で、激流渦巻く洪水時にも、流域住民は、ほぼ浸水の災害を防ぎ得られる計画であった。

吉野川の本流は、元来現在の第十地区から分派して板野郡内を流れる川筋であって、現在の吉野川本流と称せられている川筋は別宮川といい、吉野川支流にすぎなかった。しかるところ蜂須賀氏が徳島城を築き、濠の水を得んがために、第十から下流の別宮川に吉野川本流を導いて以来、別宮川はほとんど直線で海に通じ、勾配も急で広い川幅となり河床も低く、あたかも本流のごとく化したのである。吉野川改修にあたって、この別宮川を名実ともに本流とし、今までの本流であった流域は、曲がりくねって勾配も緩やかなため土砂の堆積甚だしく氾濫し易いので、これを吉野川の支流とし、吉野川の流量はほとんど本流すなわち元の別宮川に流し、元の吉野川本流へは舟の往来ができる程度の流量を、新しく改修した第十堰の分岐点から分流せしめることとしたのである。私たちが何気なく眺めている吉野川下流域には、こうした歴史的変遷が潜在しているわけである。

以上のような吉野川改修工事の内容は、計画樹立の段階である明治四十年に企画されたにすぎず。その後の関係地元町村の利害に基づく内容変改の陳情相つぎ、また技術的にも変改を必要とする事情も生じ、あれこれ、企画をねった末に、必ずしも地域住民の要望どおりにはならなかったが、現在見るような工事が完成したのである。

明治四十五年川島町会は、内務大臣に対して設計の変更を求めている。すなわち吉野川の派流である北部の善入寺川および善入寺島の北半面を堰切り、南部を流れる本流を拡幅して四百間とし、川島町域である南岸の湾状に屈曲せる流域（注 城山付近を指す）はそのままの形で築堤する内務省の設計に対して、これが実現せんか、川島町地域に対する洪水の勢いは猛烈を加えること必至であり、よってこの設計に一步を進め、城山から山崎まで一直線幅五〇間の堤を築き、川幅を五〇〇間以上に拡大して洪水の勢いを緩和されるよう変更されたとの意

見書を内務大臣原敬に対し提出している。

吉野川改良工事に対する意見書

徳島県麻植郡川島町会ハ町村制第四十三条ニ依り全会一致ノ決議ヲ以テ茲ニ度テ一書ヲ捧ケ状ヲ具シ情ヲ陳ヘ以テ閣下ノ聡明ニ懇ヘ敢テ高慮ヲ仰カント欲ス抑モ川島町ハ古來激甚ナル水害区域ニ属シ年々歳々低度ノ出水ニ於テモ尚且ツ災害ヲ被ラサルコトナシ若シ夫レ不幸ニシテ一朝洪水ノ多量ナル場合ニ遭遇センカ実ニ寒心ニ禁ヘサルモノアリして幸ニ吉野川改良工事成ルノ日ニ到レハ始メテ人命財産ノ無事ナルヲ得ヘク民皆喜シテ閣下ノ計画施設ニ信頼セン折柄今回其設計ヲ変更セラレテ派流善入寺川及善入寺島ノ北部半面ヲ堰切り現在ノ幹流ヲ拡張シテ川幅有効距離ヲ四百間トシ川島町ノ属スル南岸ニハ湾状ヲ成セル現形ノ俛ニ堤敷約二十間ノ築堤計画ナリト聞ク之レ固ヨリ的確ニ調査

ヲ逐ケラレタル結果ナルヘシト雖モ町ハ過去ノ水害ニ稽ヘ現在ノ位置ニ照シ殊ニ善入寺川堰切ノ關係ニ顧レハ層一層洪水量ヲ増シ我カ川島町ニ衝突シ来ル水勢軋々猛烈ヲ加ヘ絶対ニ危険ヲ免レサルノミナラズ尚ホ湾状ノ俛築堤センカ雨水堤門に氾濫シ目下既ニ人心恟々トシテ憂懼措ク能ハサルニヨリ希クニ更ニ現今ノ設計ニ一歩ヲ進メ第一川島古城山北端ヨリ西方山崎堤見通シ一直線ニ新堤ヲ築キ第二其堤敷ヲ五十間以上トシ第三川幅有効距離ヲ五百間以上ニ拡張セラレンコトヲ望ム之レ即チ町ノ保安策トシテ必要欠クヘカラサルモノト信ス依テ採容ノ惠沢ニ浴セラレンコトヲ願切望懼願シテ止マサルナリ

明治四十五年 月 日

頓首謹言

徳島県麻植郡

川島町会議長 沢 田 兼太郎

内務大臣 原 敬 殿

せつかくの意見書の提出も採用されずに終わった。すなわち善入寺島北半を堰切り、川島地域に沿うて流れる本流を拡張する案は、善入寺全島を遊水地帯化することとなって必要がなくなつたわけであり、川島古城山北端がら山崎まで一直線の新堤を大規模に築造する案も採用されず現状の上に築堤することを可として決定されたのである。

そもそも吉野川改修工事のごとき、すでに述べたごとく関係住民に利害密接な大工事は、設計変更はさらなり、着工してからも難関に当たること多く、予算的にも種々制約を受けたり、時日の経過とともにインフレを伴い増額をやむなくされること多い。のみならず吉野川改修工事は最初からもたついたのである。すなわち明治四十年改修工事計画は成つたのであるが、大工事であるだけに準備に時間を要し、なかならず粟島（善入寺島）の買取問題で長引き、実際に着工したのは、明治四十四年九月十五日（起工式）であった。しかも途中工事内容の変更相次ぎ、無堤防で足るとしていた計画案の地域にも、堤防新設を認めざるを得ざることもあり、その上第一次世界大戦や、大正十二年九月一日の関東大震災で経費節約の余波を受けて工事が延期するなど、あれこれの原因事情により、完成期日もおくれ、経費も大幅に増大し、結局一、二〇二万六、〇〇〇円（そのうち徳島県負担三〇七万九、〇〇〇円）を要して、企画以来昭和二年完成まで実に約二十年の歳月を経て岩津から河口まで四〇キロメートルにわたって、洪水の時の最高水位より一・八メートル〜二・八メートル高く、天幅七・三メートルの堤防を築く工事を完工したのである。文字通り徳島県最大の土木工事になったといつてよい。

吉野川改修工事の最初の計画では、左岸の柿島村（現在の吉野町柿原）、右岸の川島町から下流第十堰にいたる区間は、既設の堤防の拡張補強を行うことにはなつていたが、堤防の無い地域には一部地域（西林の築落街）を除いて築堤の計画はなく、したがって洪水の時に氾濫は避けられなかった。そのため下流の新堤防を築き洪水を防ぐという大改修とのバランスもあり、結局上流の無堤部に対する堤防の新設及び吉野川に注ぐ支流である隣接の川田川改修も行うこととなり、大正八年四月計画を追加して一三九万円を増額し四か年工期を延長したのであって、住民の運動や設計上の不備の発見などで改修の規模、工費、工期も変更され、大規模改修となったものである。（四国地方建設局十年史による）

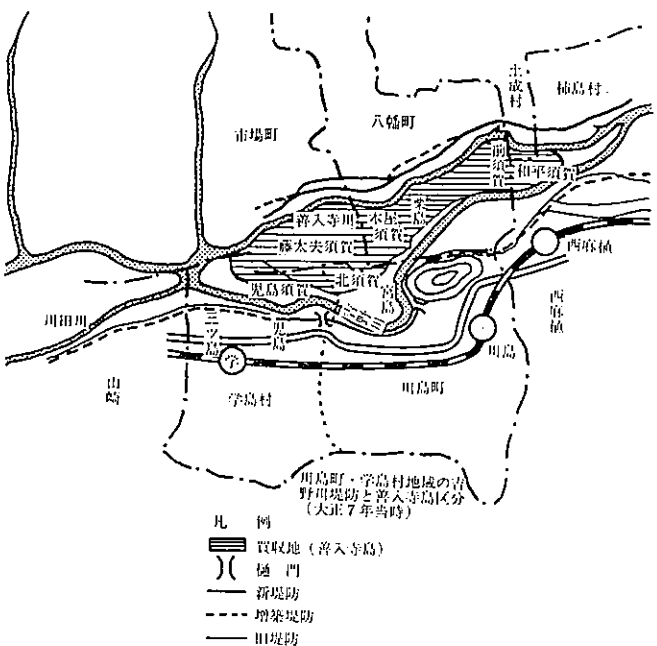
善入寺島の遊水地帯化 吉野川改修工事の中で、大きな問題となり、大きな犠牲を払つたのは、善入寺島の遊水地帯化であった。この問題については川島町史上巻三七頁にもかんとんに触れたが、私たち郷土の川島町、学

島村に深い関係を持つのでここに詳述しておきたい。

善入寺島は南部の吉野川本流と北部の善入寺川との中間に位置する面積四八〇ヘクタール（東西約六キロメートル、南北約一・二キロメートル）の中洲地域を指すものであるが、はじめから川中の洲であったわけではない。はじめは地つづきであったが、その後の度々の洪水で、（承徳二年の大洪水によるとの説を四国地方建設局十年史に記しているが、検討を要するであろう）河道が幾度か変わって、現在の善入寺川が吉野川の本流であったが、日開谷川の土砂流出して堆積し、水量も少なくなつて吉野川の多くの流水は南部に移り現在の吉野川本流になったのである。

善入寺島は、まとまった一つの村を形成していない。周辺町村の行政区画の集合した島である。けだし一時に島が形成されたのではなく、度々の洪水で少しずつ土砂が堆積し、長年月のうちに現在の島が形成されたからであろう。すなわち、改修時では川島町（宮ノ島村）、学島村（児島須賀）、および市場町（香美村の藤太夫須賀）、八幡町（粟島村および大野村の木屋須賀）や、柿島村（柿原村）土成村（郡村）八幡町（伊月村字前須賀）の一部で（この地域一帯を和平須賀と通称している）構成され一つの大きな川中の島をなしているもので、最も地域が広く人口も多い粟島地区からして、島全体を粟島と俗称していたが、明治四十年吉野川改修工事の際し、内務省はこの地に「善入寺」という古い大寺が在ったことから、正式に島全体を善入寺島と称したのである。

善入寺は現在の市場町大字香美字善入寺地先の数の中に在ったものと推定されるが、その創立・廃絶の年代不明である。ただし大寺であつて、現在の上述の善入寺という地名もこの大寺からくるものであるが、古くはこの善入寺の位置も善入寺島の中に在ったものと推測される。善入寺川の河道の変遷で、善入寺跡は右の如く現在の善入寺島から離れたものであろう。



注 吉野川改修工事調査(県立図書館蔵)の大正7.5.11付工事増補予算調査添付吉野川改修計画図(5分の1)による。

改修前の善入寺島は、耕地・林野など四八〇町歩（四八〇ヘクタール）、畑作地帯で、古来粟の実りも豊かであったから粟島といわれていたと伝えるが、藍作の適地でもあり、同時に砂糖きびも栽培されていた。しかるに藍作や砂糖きび作が、化学染料や台湾糖に庄せられて以来、桑園がこれに代わり、藍醱酵の「寝床」は養蚕室に変化し、その他に甘藷・大根・西瓜などが栽培されて、善入寺島は吉野川流域畑作地帯の縮図たる観を呈する歴史を歩んできたのである。

善入寺島の住民は、改修時五〇〇余戸三千余人であつて、すでに村としての集落形態を呈していたのである。

移転前の善入寺島民は、約五〇〇戸三千余人と本書上巻三七頁に記述したが、阿波郡誌(二七四頁)、八幡町史(三二四頁)には三〇五戸、市場町史(二二〇頁)には三〇〇余戸、四国地方建設局十年史には約五〇〇余戸、後述の「移転之碑」

社・猿田彦神社および北須賀の天満神社の五神社は、大正三年十二月十九日宮島の浮島八幡宮へ合祀されたが、次いで川島町内の神社を合併して新たに川島神社を古城山に創建、大正十五年十月十二日新社殿を新築した時に浮島八幡宮も川島神社に合祀した（本書上巻四三四頁）。

児島須賀の中道神社・猿田彦神社も、これまた吉野川改修による善入寺島の遊水地帯化によって、大正五年七月一日学島村大字児島の鎮守八幡神社へ合祀した（本書上巻四二五頁）。

寺院は、宮島の浮島八幡宮北西（大字宮島字極楽）の墓地横に極楽庵が在ったのみ。

もっとも、後述の大正十年建立の川島古城山にある善入島民「移転之碑」の碑文には、天正十七年宮島村に宝寿坊と称する一寺院があったと刻されているが、これが極楽庵の前身であったかどうか、古老の談では善入寺島移転の時には、寺院は無かったとのことであるから何とも言い得ない。

宮ノ島、桑村の一部北須賀、児島村（学島村）の一部の児島須賀の住民の菩提寺は、改修前には桑村の長楽寺や八幡町の尊光寺であったと古老は語っているので、善入寺島には寺院らしいものは無かったのではないかと思われる。このように、神社は多くしかも浮島神社の如き大社が鎮座しているのに寺院らしいものが無いということは結局、善入寺島は神聖な島として、日本古来の伝統の「浄め」の思想が島民を支配し、極楽壙という慣習が長くつづいていたものであるうか。

善入寺島の宮島村及び児島村の地域以外の藤太夫須賀には杉尾神社があったが、やはり改修によって大正八年市場町香美の八幡神社に合祀、また粟島には、本須賀に八条神社、中須賀および高尾須賀に戎社、西須賀に三宝荒神、東北須賀に山ノ神が鎮座していたが、改修によって合祀して「粟島神社」と改称の上、八幡

村に移転したことを付記しておきたい。

善入寺島では、死者を葬るに古来から石塔や墓標を作らず、「極楽壙」と称する洞穴に島民全部の死者を投葬する習慣があったこと、川島町史上巻四三二頁に記述したが、もちろん明治期以後は、墓標も作るようになったこというまでもなく、明治二十年生まれの古老の談で、幼時父母に連れられてこの極楽壙に墓参りした記憶があるということからすると、明治期になってこの習慣もなくなっていたものであろう。

明治四十年第二十八回帝国議会は、吉野川流域各町村長、徳島県会議員、徳島県選出代議士等の運動によって、十か年計画で改修工事施行を決議、それを受けて内務省も改修工事費を予算化したことが、そのうち善入寺島を河川敷とし、遊水地帯化して、下流域堤防の水圧を緩和せんと企画したこと既述の如く、こうして明治四十二年はじめて内務省工務課長・大阪土木出張所長沖野忠雄氏や徳島県知事渡辺勝三郎氏らが初視察して、沖野所長から栗島を買収して遊水地帯化する設計がはじめて発表されたのである。島民の驚きは察するに余りがある。洪水防止のための堤防設置は強く望んだが、その犠牲が我が身にふりかかるとは露だに思わなかった島民は、驚愕して、内務省に対し設計変更を求めるよう、代表者として江東多喜郎・大島寛太郎（学島村、村会議員）今川嘉太郎（川島町）川村庄平（川島町、町会議員）後藤田常太郎・中野芳太郎（学島村、村会議員）・杉野国三郎・佐藤永太郎・野口邦次郎・大塚半太郎・沢田兼太郎（川島町、川島町長）らを選び、これらの代表者は渡辺知事を県庁に訪ね、内務省に対し設計変更を求めるよう強く陳情したのであった。しかしこの陳情も不成功に終わり、内務省の方針は動かし得ず、よって同四十二年十月二十日善入寺島の八幡神社で島民大会を開催、その結果

- 一、設計変更の見込みはないので、土地買収価格を高くするよう運動するより他ない。

二、右の目的達成のため島民連合会を結成する。

の二項目を決議、明治四十二年十二月には島民連合会が結成され（顧問江東多喜郎、会長大島寛太郎、副会長佐藤永太郎）規約も承認されたのである。

右の島民大会では、島民の間に、島の南半地域（島の中央を流れる中須賀川以南）を遊水地帯とし水没せしめて住民を立ち退かしめ、北半（中須賀川以北）は細長い善入寺川を埋めたてて南半の水没で立ち退きを余儀なくされた住民を移住せしめ北半と南半の境に築堤して北半地域を保護する案を立て、全島水没の設計変更を求むべしと主張する者を生じた。けだし前記の明治四十二年沖野大阪土木出張所長らが視察した後に、同じく内務省の三池土木技師が、善入寺島の南半分を買収し、北半分を残す案も考えられることを発表したのに勢を得て、こうした議論がたてられたものであろう。（毎日新聞徳島支局編「吉野川」による）。これから見ると、内務省も善入寺島買収は決定していたものの、全島であるか、半分であるかの詳細は未決定であったのではないか。明治四十五年川島町会議長沢田兼太郎氏から内務大臣にあてた意見書（上述）にも、善入寺島北半部を堰切り云々のことばがあることからすると、こうした意見も有力であったのであろう。しかるにはからざりきこの議論に強く反対したのは、北半に属する栗島の出身で北半を所管する八幡村長野口邦次郎氏ら有識者の面々であった。すなわち南半を犠牲として北半を残すのでは、耕地の再分配に難航し、不平不満を生ずるばかりか、それはさておいても吉野川本流は、水没する島南半と川島城山との間を流れる水域のみとなり、堤防に対する水圧は依然として強く残り破堤の危険はやまず、巨費をかけて遊水地帯化する目的が達成困難と考えられるので、全島水没、全島民移住を主張、多くの人々がこれに賛成したのである。

思うに善入寺島の北半を残し南半を水没せしむべしとの考え方は、内務省でもかなり有力な意見としていわれていたものであろうか。しかしこれでは遊水地帯を設けて激流を緩和することは實際上できないとする地元有識者の意見もあり、内務省も吉野川の実状がわかるに伴い、全島水没でなければ改修の効果達成できないとしてふみ切ったのであるまいか。後述するように島半分の買収予算で全島を買収したので、買収費が低かったとの考え方ははたして事実であるかどうかかわからないが、幾分こうした経過を物語る匂いがせぬでもない。それにしても、北半出身で北半の大部分の地域の行政責任者である野口邦次郎氏が、全島水没を強く主張したのは、大きな見識か。

そうこうしているうちに内務省の全島水没は決定的となったのか、全島買収計画の実行に取りかかり、川島土地収用所を設置、いよいよ調査買収にとりかかった。ここにおいて島民は、明治四十五年一月二十四日粟島小学校に集合、反対の氣勢を揚げ、殺気楼に充つるあんばいで、麻植郡長、八幡警察署長も臨席し、種々説得した結果、代表者を選び一任することに一応決した。しかるにその反面、不安の念にかられた一部島民一六〇余人は、翌一月二十五日早朝、川島駅から乗車して徳島県庁に向かうべく、川島駅に殺到したが、この事態を事前に予知した川島警察署長は先頭に立って説得これとめた結果、ついに代表者を選んでこれまた一任することとなった。こうして二十四日、二十五日に選ばれた代表者は二十五日徳島県庁を訪ね、渡辺知事不在のため堀内務部長に面談、島民の衷情を訴えることせつなるものがあつた。

しかしこうした陳情運動も効なく、明治四十五年四月十二日内務省は土地価格、家屋移転費を含む全額の買収価格を発表したのである。そのうち土地価格は、当時平均反当たり約三五〇円であつたが、買収価格は反当たり一八〇円の低価格であつた。これについて善入寺島出身の古老川村儀一氏の談話によると、内務省は全島の半分のみを買収する計画の下にその経費として予算七五万円を計上していたのであるが、この金額で全島を買上げられたいと陳情が、一部の有力者によって行われたために、この金額で全島を買収したので、当然の帰結として低い買上げ価格となつたことである。

いかに明治期の官尊民卑、国家権力の強大な時代であつたにしても、島民の死活に関する買収移転補償費が、善入寺島半分の予算経費七五万円、そのまま全島買収できたとすれば甚だ不可解であり、しかもそれが一部の有力者の陳情で決定したとすれば、いよいよ不可解であり、半分の買収費を予算化しているのであれば、半分の水没で事足るのであるから、これに見合うよう設計変更をすべしとの一部島民の修正意見がうなずかれるがその真相を調査する余裕がなく読者の判断と今後の研究をまつより他ない。

土地家屋の買上げ、住民の移転は、民主主義下の現代にあつては、人民大衆の意向と権力が強くすこぶる困難とせられている。しかるに官尊民卑、国家権力の強大な明治期にあつては、強制買収の態度に政府が出るとき、これに抵抗することはほとんど不可能であつた。こんな低い価格でとの不平不満もあつて買収に応ずべからずとし、島民大会もその後度々開催され設計の変更、買収価格の引きあげの陳情書提出、代表者が直接内務省にまで出向き陳情も行ったようであるが、すべて効果なく、官権の威圧や懐柔の前に不平不満を並べていても、二か月三か月経つうちに、相手がお上では、どうにもならぬとの考えを抱くようになりほとんどがやむを得ずと、アキラメムードで、明治四十五年六・七月には指定価格で買収に調印するにいたつた。この時の善入寺の土地所有者約七〇〇人、そのうち四八〇余人が島民であるが、川島町、学島村関係者はわからない。

それでも、依然として買収を拒否する者もあったが、それもついに折れて出て、土地の買収事務は大正二年全部終了、大正四年には川島土地収用所も閉鎖された。こうして買収も終わり、島民はすべて家屋移転費、立退料を交付されて移転することとなったが、大正三年までに立ち退いたものは百余戸にすぎず、やむなく翌大正四年執行された強制退去命令でようやく全員立ち退き、善入寺島は昨日に変わる無人島と化したのである。すなわち家屋はもちろん墓碑にいたるまで撤去移転し、移転後は遊水地帯とするため、すべての樹木も取り払い、一面茫茫たる平地と化したのである。

島民の行き先は、多くが周辺地域の川島・学島をはじめ、鴨島・西尾・浦庄・森山・牛ノ島・加茂名・大俣・川田・八幡・久勝・市場などの各町村や徳島市、大阪市の都市であったが、ある者は遠く北海道や朝鮮にまで新天地を求めた者さえあった。こうして移転が完了したが、立ち退きをしぶり、強制退去命令とまてなつたのも、立退先が容易にできなかった事情もあるが、いかに洪水に悩まされた島であっても、先祖代々居住の土地、幼時から育った環境、愛着深いものあり、退去に躊躇した心情は推察に難くなく、さりとてまた生死にかかるほどの吉野川改修工事という大事業目的の前にはしのばなければならぬ犠牲である。洪水に際し、吉野川堤防に立ち、濁流を眺めるときに安心する者は善入寺島民の犠牲に低頭すべきであろう。

この当時朝鮮は日本の統治領であった。したがって最高の統治機関であった朝鮮総督府は、日本人の移住を奨励し、大正二年京畿道高陽郡本島草場の六百町歩を善入寺島民移住地に貸し下げを決定（事実上十年間開拓すれば所有権が認可される）。善入寺島民のうち朝鮮移住を希望する者で朝鮮移住組合（組合長大島寛太郎氏）をつくり、代表者が度々現地を視察したが、いよいよ移住の段階になると躊躇するの、結局移住した者は十数戸にすぎなかった（八幡町史による）。いかに日本の統治下にあっても、風俗習慣の異なる異域の移住は英断を要するからであろう。

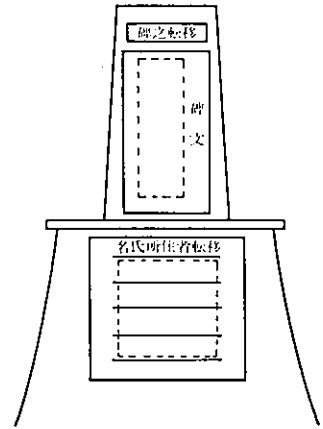
改修前に善入寺島の土地を所有していた人々は、買収時の契約すなわち旧所有者は無料で占有（所有権は買収により国に帰属）することができ、公用廃止後は旧所有者に無料で返還するとの契約によって、買収後も無料の耕作をつづけることができたが、大正十四年三月三十日占用料として年々反当り一四円という極安ではあったが徴収せられることとなった。これに対しても、買収当時阿波・麻植両郡長は買収後も旧所有者に限り無料占有が許可せられると確約し、以来無料占有をつづけて来た約束と事実と反するとして耕作占有者は、大正十四年七月三十一日陳情書を知事に提出抗議したが、採り上げられなかった。

現在は（昭和五十六年）反あたり田四〇〇円、島三〇〇円、桑畑二〇〇円、採草地一〇〇円に騰っている。また農耕のための占有許可も、はじめは改修前の土地所有者に限っていたが、いつのまにか関係町村が適当と認めたい人にも許可せられるようになったという。こうして現在（昭和五十六年）の占有耕地面積三五〇ヘクタール、耕作者九二〇人の多きに達している。

川島町城山に「移転の碑」（川島町史上巻三九頁参照）が建立されている。次のように善入寺島の沿革と改修工事によって移転を余儀なくされたいきさつと、移転した人々のうちこの碑を建立した人々の氏名を刻し、大正十年八月十五日建立したものであるが、この碑の前にたたずむ者、島民の悲痛な思いを感じるであろう。

善入寺島は、吉野川改修工事という大目的の前に消滅した。犠牲といえはいい得るであろう。ではこうまでした改修工事は、私たち郷土にどんな利益をもたらしたであろうか。いうまでもなく、郷土の人々の生命財産を守

城山にある移転之碑（碑文・移転者住所氏名）



碑文

麻植郡宮島村隔吉野川沿北岸隣接阿波郡古属川島郷天正十三年及蜂公卦為阿波元国主置林能勝川島城同十七年御檢地時耕地二十五町一反七十一歩内八反二十四歩居屋敷僅人家十二戸内寺一稱寶壽坊日三郎五郎源左エ門右衛門彦四郎宮太夫小七孫二郎与五郎惣二郎太郎右エ門孫六等其他名負地十日衛門與三郎孫兵衛孫五郎彦兵衛小二郎小四郎助兵衛弥八西蓮也此地有浮島八幡宮近郷同祀西有極樂墳朴葬不用浮屋無塚墓死者則投葬于此後天保三年御巡視時人家増殖而九十戸土地肥沃農盛民俗敦厚至於今而阿北之地變水害已久矣以故明治四十五年四月官省収所謂善入寺島之地令六百戸之土民移於外而為改修工事於吉野川各欲去者宮島及接續地乘村之一部亦属之乃神社三土地五十二町九畝八歩人家百戸悉散失化荒蕪嗚呼孰謂遂去墳墓之地而離也此地之土民痛嘆於是窮迫將辭訣書其事並轉地于石遺世焉

干時 大正十年八月十五日建之

護する大きな役目を担い、将来長く担いつづけたのであって、堤防こそ守護神とあがめてよい大工事であった。善入寺島民の犠牲も、その意味で生きる。

しかし物事には明と暗の矛盾を伴う。吉野川改修工事もまたしかり。善入寺島民三千余人が島を去ったため、川島町商店街が幾分淋れたということは一つの暗である。また大堤防ができたため、私たちの郷土から吉野川に流れる河川すなわち内水が、大洪水の時には吉野川の流水と水位を同じくして排水できず、氾濫して流域に被害を与える事実を生じ、関係住民に苦勞を与えたことは大きな暗である。しかし前者はやむを得ないことであり、後者は内水路の改修、内水排除工事によって防げるし、事実この工事が施行せられたのである。結局、こうした暗は多くの生命財産を守護する上の瑕瑾とみる他はない。これが吉野川改修大工事の社会的意義である。

備考 この章は、毎日新聞徳島支局著「吉野川」、「四国地方建設局十年史」、「市場町史」、「八幡町史」猪井達雄著「阿波こぼれ話」によること多い。

三 吉野川築堤の増強

— 岩の鼻浜築堤 —

九六〇

台風は豪雨を伴いがちである。豪雨が長い間つづいた場合、昭和二年完成した吉野川堤防も警戒を必要とし、桑村川・学島川も増水氾濫する。まず吉野川堤防からみる。

吉野川改修工事は、昭和二年完成した。沿岸の人々は、これで安眠できると思い、また事実上そうであった。しかしその後長年月の経過と共に、漏水がひどいになり、しかも今次大戦で山林が乱伐された結果、治水保水が充分ならず、ために台風の度毎に吉野川の流量が急増し、昭和二十年九月の洪水には吉野川改修時の計画高水流量一三、九〇〇 $\frac{m^3}{sec}$ を上回る水量となり、洪水の危険が案ぜられたほどになった。ここにおいて、昭和二十二年五月政府は吉野川改修工事事務所を設置、敗戦後の国事多端、国費膨張の折柄にもかかわらず、吉野川全線にわたる既設堤防の補強補修工事に取りかかり、次いで昭和二十四年本格的な吉野川第二期改修工事として着工、堤防の天盛り工事や裏腹工事の施行に着手したのである。

費用も、物価高騰のため昭和三十三年には全線工事費二三億六、〇〇〇万円におよぶ。

しかし吉野川堤防の中でも、川島町の城山下から瀬詰（現在の山川町）にいたる間の堤防は、城山下の岩の鼻浜で湾曲連続した特殊堤であるのみならず、ここは吉野川本流の突き当たり位置して洪水が激突し、甚だ危険な立場に立し、第一期吉野川改修工事の際にも、城山下から瀬詰まで一直線の築堤を、旧川島町当局も強く政府

に希望し、陳情につとめたこと既述したところであるが、成らず、旧来のまま湾曲した特殊堤として築堤された始末で、毎年の洪水期には、この城山下の地区五十余戸住民は、浸水におびえながら不眠不休で警戒に当たってきたのである。

ことに昭和二十九年九月十三日十二号台風の襲来には、堤防の突き当たりの位置に在る佐藤サダノ氏方では、その生業とする漬物小屋を流失、漬物道具もすっかり流され、付近住家も床上床下の浸水をうけ、県道も濁流に洗われて交通杜絶の状態に陥ったのであった。

その結果、関係住民四八人の連署で、城山下の岩の鼻浜に一直線堤防築造を昭和三十四年三月二十八日建設省、県知事、県議会、川島町長、町議会に陳情したのである。県、町もこの必要はつとに認めており、このまますておけずとして建設省に強く働きかけるにいたった。

建設省も吉野川第二期改修工事に着手しており、その水害のことも知悉しているので、昭和三十五年十月時の建設大臣橋本登美三郎氏の吉野川全線の視察となり、途中十月十日川島町に立ち寄り、川島町にとって長年の懸案である岩の鼻浜の築堤問題および桑村川・学島川の内水排除問題について視察、県および町当局、関係住民は懸命の陳情につとめたのであった。



城山より見た岩の鼻浜特殊堤

右述したように吉野川第二期改修工事で、昭和三十三年には吉野川堤防全線にわたって補強・補修工事が完成し、川島町・学島村地域でも、岩の鼻浜地区の特殊堤防を除いて完成していたのであるが、いよいよ県・町および関係住民の熱望と努力の効あったのか、昭和四十一年八月二十二日建設省の直営工事で着工、岩の鼻浜の特殊堤による囲繞堤のみでほとんど無堤灯に等しい部分に対する築堤工事が、国費七、九〇〇万円を投じて開始され、翌昭和四十三年三月二十五日完成、竣工式をあげたのである。こうして吉野川右岸たった一か所のみ残されていた岩の鼻浜特殊堤も新しい堤防となり、関係住民は安眠することができるようになったわけで、この堤防に立つ者、戦後における関係住民の大きな生命の喜びを感じることであろう。

四 桑村川、学島川の内水排除

台風は、吉野川を増水せしめるとともに、桑村川・学島川の内水を増加せしめ、流域に氾濫し、大きな被害となる。今まで吉野川本流の洪水被害に比べて、内水の被害はさほど大きいものでないとして、全国的にも内水排除工事は後回しにされていた。しかし戦後、大河川の堤防築造工事が進むに従って、内水排除問題が関連するものとして、大きな関心を呼ぶにいたった。

吉野川堤防の補強工事も進んだので、その流域の内水排除も関心の的となったのは当然であり、ことに桑村川・学島川の内水排除工事は、緊急を要する問題として、政府もこれを認め、昭和三十年代になって着工完成す

るにいたったのである。以下その概要をみる。

昭和二年吉野川改修工事完成して、沿岸町村は吉野川洪水の被害から免れたが、川島町・学島村は長雨つづけば、桑村川・学島川が溢流して低地に滞留、農作物は田畑冠水のため大被害を受け、道路も交通杜絶すること多く、床上、床下浸水もしばしば、したがって私たち郷土民の内水排除は大きな問題であった。

この結果、昭和三十一年「麻植西部土地改良区」が、川島地区四三三戸、学島地区七四九戸、および山瀬地区（現在の山川町）四八三戸、合計一、六六五戸の住民によって結成され、事務所を川島町役場内に置き、理事制によって運営することとなった。

理事は、川島町・山川町から一〇人ずつを選任、事務所所在地の町長が理事長を兼ねることとし、川島町・山川町から代表三〇人ずつを選任して総代とし、総代会をもって最高の議決機関とした。

麻植西部土地改良区は、学島川・桑村川がそれぞれ吉野川に流出する地点に自動開閉式の樋門を造って、洪水の時の調節をはかったのであるが、豪雨による吉野川の水位が高くなると、桑村川・学島川の水位も高くなる場合が多く、ただ学島川・桑村川の水位高く、吉野川の水位低い場合は調節の効果があるくらいで、内水排除の根本的解決にはならなかった。久保田の金野慶七氏は、口を開けばポンプによる排水を力説しておられた由であるが、多年の経験による貴重な発言である。しかし一町村ぐらゐの力では、工事が膨大のためどうすることもできない。さりとて建設省も、管下の一級河川の堤防工事に追われて、四国の片隅の私たち郷土の内水排除にまで手が回らぬのが余儀ない現状であった。しかしこれより先、建設省も、吉野川改修について関心を抱き、すでに昭和二十六年から吉野川水理観測基礎調査を始めていて、昭和三十年には川島町流域の調査に取りかかっていた

ほどである。

こうした機会をつかまえて、昭和三十二年十二月十八日笹本川島町長をはじめ四〇六人の住民が連署して、建設大臣、県知事、徳島県地区選出国會議員、徳島県議會議員に対して、内水排除工事の速やかな着手を陳情した結果であろうか、翌昭和三十三年三月二十一日建設省から、桑村川三、六七三メートル、学島川五、一一八メートルに準用河川法を適用、一級河川に準ずる旨の通報があった。これに勢いを得たのか、次の水田房次郎町長は四国地区建設局や進んで建設省に対して陳情をくり返したのである。

さて世の中は、何が幸運をもたらすかわからない。たまたま昭和三十六年九月十六日の第二室戸台風の発生は、近年にない豪雨を伴い、川島町内平地の大半は湖水化して、舟によって被災者の避難、救出、食糧配給が行われる状態となり、上述した吉野川の水利観測に来町していた建設省職員の宿泊する川島町の旅館も浸水、舟で避難する騒ぎとなり、また水田町長が自宅の浸水を顧みずに陣頭指揮する姿や、地域の惨状を目のにした結果であろうか、同三十六年十二月吉野川流域の内水の中でも、最も緊急改修を要する工事として、次のような資料を作成、この資料を基礎として建設省は、次のような内水排除工事を計画し施行したのである。

桑村川・学島川内水排除工事計画

一、現状

(一) 流域

集水面積 洪水面積	川島地先 (桑村川流域)		学島地先 (学島川流域)		合計	備考
	幅	高さ	幅	高さ		
七・四 一・七	七・四	一・七	六・三	一・七	一三・七 三・四	一km ² 一〇〇ha 一ha ² 一町歩 田一・九、畑〇・三、桑園〇・二、その他

(単位 km)

(二) 被害額 (昭和二十五〜三十六年 十二年間の平均)

(単位 万円)

農 業	土 木	家 屋	そ の 他	合 計
一、六二〇 二九・八%	七七〇 一四・二%	二、〇九〇 三八・五%	九五〇 一七・五%	五、四三〇 一〇〇%

(三) 現有排水施設

(単位 m)

川島樋門 学島樋門	幅	高さ	長さ	長さ
四・三〇 三・六五	三・六五	三・六五	二五・〇	二六・三

二、計画

(一) 新設排水施設

川島地先 学島地先	樋 門		ポ ン プ		工 期
	数	幅 高さ	数	型 式	
一・四 ^m 四 ^m	二	二	二	横型斜流 横型斜流	一、六〇〇% 一、二〇〇%
二八 ^m	二	二	二	口 径	三 六
				排水	三七年九月〜三八年七月 三八年〜三九年

(二) 経済効果

年平均被害軽減額 三、二八〇万円

右に報告せられた現状と計画に基づいて、次のような工事が施行せられたのである。

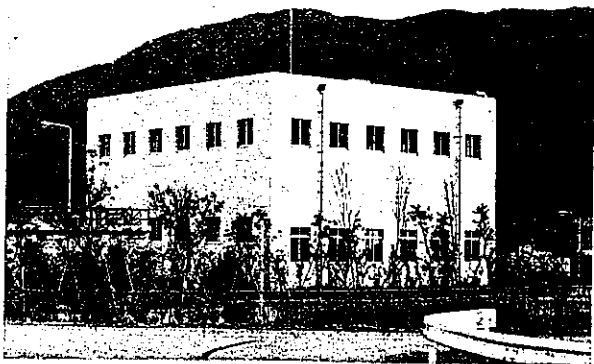
工事名	起工	竣工	工費
川島内水排除施設	昭和三七・一一・一七	昭和三九・六・五	一九、三四三万円
学島内水排除施設	〃 三九・一一・五	〃 四一・六・二〇	一〇、五二〇
学島内水排除施設 (増設工事)	〃 五一・九・三〇	〃 五三・七	六〇、〇〇〇

桑村川内水排除工事 こうして川島町が永年の宿題とも言える内水排除の施設が、元の川島地域は川島排水機場を昭和三十七年十一月に着工、昭和三十九年六月に総工事費一九、三四三万円、排水機二台を設置、ポンプ排水を中心とする内水排除施設（ポンプ二台二二〇^m/_{sec}）を完成、学島地域は学島樋門の西側に学島排水機場を、昭和三十九年十一月に着工、昭和四十一年六月総工事費一〇、五二〇万円、同じく排水機二台を設置（ポンプ二台六〇^m/_{sec}）完成した。期待された学島排水機場であったが、出水時には能力不足で排水が追いつかないので、昭和五十一年九月総工事費六〇、〇〇〇万円を増設工事に着手、昭和五十三年七月排水機一台（ポンプ一台六〇^m/_{sec}）を完成したのである。しかしながら排水機場の完成のみでは、内水排除にはならない、この完備した排水施設を生かすための導水路が問題となる。すなわち桑村川、学島川の改修が出来ていないため、その両川の川幅は二メートルから四メートル程度の天然護岸にすぎず、毎年この山水や、噴き水によって洪水となり、流域一帯は泥海化し、人家や田畑等に大きな被害を及ぼすのである。この導水路の改修なくしては排水機場も、その使命を完うし得ないわけである。ここにおいて県及び建設省に対し再三陳情、もったもなきこととして導水路の改修問題が陽の目を見ることとなった。

すなわち桑村川については、まず第一期工事として、川島排水機場から上流の蓮池までの間、延長約一、五〇〇メートルを河川局部改良工事として施行、改良幅二〇メートルの計画で、昭和四十年十二月に着工、昭和四十四年三月第一期改修計画が完了したのである。蓮池より上流部は旧態然たる状況であるため、その改修が要望せられるのは当然であろう。これなくしては画龍点睛を欠く。川島町でもひきつづきの改修要望を再三行つた結果、ようやく第二期改修工事として、昭和五十二年度より、蓮池より上流部の風呂谷との合流点まで延長六五〇メートルの間を改修する事になり、予算も計上されたが、用地交渉に関係農家の同意が得られず難航して、工事は進行していない現状である。

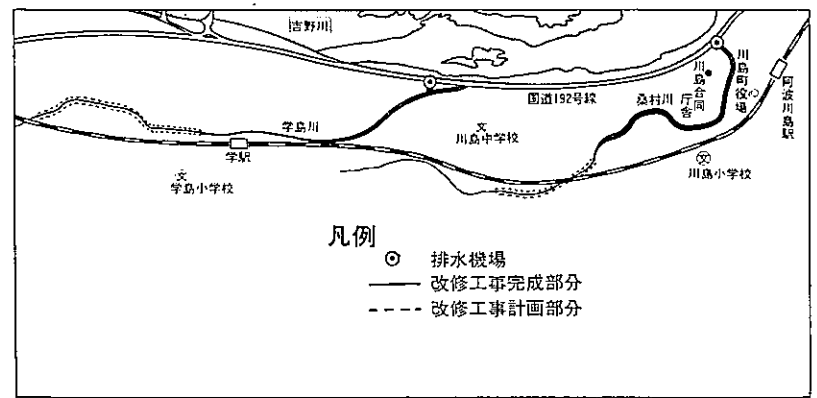
学島川内水排除工事 一方、学島川も桑村川と併せ要望し続けた結果、学島排水機場から前池までの間、延長七五〇メートルを、川幅一四・三メートルとする計画を実施することになり、第一次河川局部改良工事として、昭和四十二年十二月工事に着手、昭和五十一年三月ようやく八年余の歳月を要して、改修工事を完了したのである。

しかしながらこの川は学駅前から上流の改修が出来ないと、洪水時に泥水が溢れるのみならず、学駅前の排水口が特に狭いため、上流域の滞水がひどく、浸水当初はむしろ下流域よりも、上流域の冠水がはげしいので、この現状を写真等に表現して、隣町の山川町と共に両町で、建設省へ上流域の改修について陳情これにとめたのである。そ



増設なった新学島排水機場

桑村川・学島川改修図



の効あつてか、小規模河川改修工事として採用され、第一次改修工事に引き続き昭和五十一年四月、上流（前池から北久保）の学島川と国鉄との交差している地点まで、延長一、九九三メートル（下流川幅一四・三メートル、上流川幅八メートル）を、第二次改修工事として実施することとなった。現在上流域の滞水解消に目標をおいて、着々と工事を進めつつある。

以上述べたように、桑村川・学島川の内水排除工事も、ようやく完成の域に近づいている。本書刊行の時期には、完成しているであろうか。この改修工事は、桑村川に沿う川島町大字学字大戸井から川島町大字川島字町西北まで、学島川に沿う川島町大字桑村字伊加々志から隣町の山川町字山路までの排水路を管理し、浚渫および護岸を整備し、上記地区に停滞する雨水を吉野川に吐き出さしめることを主任務とするものである。その所管する耕地の総面積は、四一・二町一反九畝（四一、一四三、五六九平方メートル）で、川島地区一一、五九六、七三九平方メートル、学島地区一九、五二九、一九六平方メートル、隣町山川町の山瀬地区九、九八一、七〇〇平方メートルの広範囲である。

以上の内水排除工事は、すべて建設省直管で施行されているのであ

るが、建設省直管の内水排除工事は、全国で桑村川・学島川が最初のケースであるといわれている。その経費も大であるが、しかし改修完成後の揚水機場の維持管理、桑村川・学島川の護岸の維持管理は、すべて麻植西部土地改良区の責任で行わねばならない。その経費は少ないものではない。隣を得て復濁を望む聲はこの場合あたらないかもしれぬが、桑村川・学島川の広範な流域の維持管理は容易でなく、一土地改良区の力をもってしては背負い切れないものがある。ここにおいて例の如く、川島町・山川町連合して県の協力の下に、建設省に管理換えを陳情、猛運動をつづけたのである。その結果か、昭和三十三年四月八日桑村川・学島川が一級河川に指定され（今までは一級準用河川）、土地改良区内の自然池も含めて維持管理は県に移管されることとなり、昭和三十六年麻植郡西部土地改良区は解散したのである。桑村川・学島川の流域改修工事がその後も長く行われたのも、この移管の結果であろう。

思えば、川島町民の多くは、先祖代々吉野川の大洪水、桑村川・学島川の溢水に悩まされつづけてきた。それは川島町民の運命でもあった。茨の道でもあった。しかしようやく吉野川堤防完備し、さらに桑村川・学島川の内水排除にも成功、もはや洪水溢水の憂いはなくなった。川島町の低地帯が一面の泥海化する惨状はなくなった。吉野川の堤防成り、内水溢流の憂もない他の吉野川沿岸町村に較べて、四十年の後にようやく水害の懸念から脱し得たと計算して喜ぶ人もあるが、ともかく枕を高くして安眠できることは事実であろう。目に見る幸福といつてよい。水は人間生活に必須不可欠であり、水の乏しいアフリカ大陸の生活を思えば慄然とするが、半面また大きな災害をもたらす。川島町民は長い間その災害に耐えてきたが、それもようやく取り除くを得て、幸福に心ずるを得たのである。吉野川の大堤防に立って四顧すれば、この感慨深いものがあるであろう。

しかし水の方は、しかく弱いものでない。油断すれば、災いに転じかねない。ここにおいて、川島町民は昭和四十七年一月桑村川排水機場側に石碑を立てて、今までの水害状況とそれに対処した川島町民の苦心を碑文にとどめ、子孫に水害の恐怖を知らしめることとしたのである。時の徳島県知事武市恭信氏の「治水拓運」の題字の寓することく、川島町民の将来の発展を示唆して意義深い。碑石は阿部清氏、台石は三浦嘉文氏の手になる。

排水機場の碑 碑文

我が川島町は、四国山脈南部を走り、その支脈は伸びて岡山台地となって東部を扼し更に先端は断崖となって北部を貫流する吉野川に迫り、地形袋状を呈する為、台風の襲来する毎に濁流は滞留して泥海となり、人畜、及び農作物に及ばず被害は甚大であった。大正年間、吉野川築堤工事の完成により、洪水による被害は除去されたとは言え尚豪雨の際には濁流滔々として低地帯を浸し、町発展を阻む一大素因となっていた。

歴代の当局者は土地改良事業をすすめ、或は水害対策委



排水機場の碑

員会の設置等鋭意治水策に尽瘁したが、昭和三十四年水田房次郎氏が選ばれて町長となるや、「町を治めんとする者は水を治めざるべからず」と不退転の決意をもって、町民と一丸となり、日夜東奔西走、その熱意は関係当局を動かして、遂に吉野川改修工事の一環として川島・学島排水機場設置の運びとなった。

昭和三十七年十一月川島排水機場を起工、口経一、六〇〇ミリメートル三八〇馬力揚水量毎秒六屯の排水機二台を設置、昭和三十九年六月竣工、次いで同年十一月学島排水機場に着工、口経一、二〇〇ミリメートル、一六五馬力、揚水量毎秒三屯の排水機台二を設置、昭和四十一年六月竣

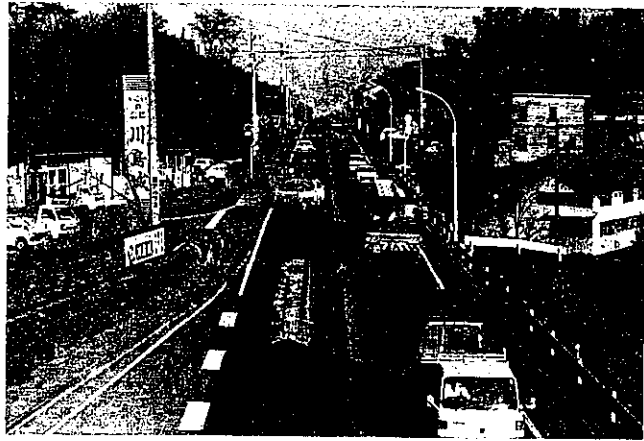
工、工期五カ年、総工費約四億円、かくて累代町民待望の宿願が達せられるに至った。

燦然と輝く両排水機場こそ水禍を克服した先人の栄光と川島町の将来の発展を象徴する記念塔である。依って、囑る者をしてその鴻業を誦え、無辺の恩沢に浴する幸運を謝するの念を想起させるため、治水の由来を刻して、永く後

代に伝えるものである。

昭和四十七年一月吉日

川島町長 木野久夫
川島町議会議長 阿部勝義
文 徳島大学教授 三木就
山 鑄石書



国道192号線

の維持修繕五か年計画」の提出を要求、その結果事業費二、一七二億円五か年計画を立案樹立、日本の全道路の修理復旧に着手したのであるが、財政との関連もあって、私たち郷土のような地方にまで実施されたかどうか不明である。

そのうち、日本の秩序の回復と工業の発展に伴い、経済力も豊富となり、荒廃していた道路の復旧も緒につき、その上昭和三十年代後半の政府の所得倍増計画や、四十年代後半の日本列島改造計画などに刺激されて、道路幅は広くなり、屈曲も正され、新設さえ行われ、山奥深くまで開発の歩みの中心として道路がつけられ、国道道はおろか、町村道や農道・林道まで縦横に通ずるまでになった。戦前の道路網と比較して雲泥の差である。

国道・県道 川島町域には今まで国道はなく、近世からひきつづいて、川島町域を東西に走る幹線道路の伊予街道があったが、県道であって、屈曲も多く、街筋は商家に囲まれて拡幅も成らず、交通繁くなつては不便をかこつより他ない状態となっていたが、それでも昭和二十八年五月二級国道徳島西条線に繰り上げ認定となり、次いで昭和三十八年三月二級国道一九二号線と改称、さらに昭和四十年三月一級国道一九二号線に昇格、建設省所管として改善が施され

ることになったのである。しかしこうして形式上国道になったにせよ、その屈曲狹隘を改善することは容易でない。しかし昭和四十二年一月吉野川右岸の堤防増強工事が川島町流域にまで進捗してきた機会もあって、吉野川堤防と並行する国道の新設が計画実施され、昭和四十三年六月二十五日新たに国道一九二号線と称し、吉野川沿いに川島町域北部を横断、徳島市より西条市（愛媛県）に通ずる四国東半部横貫道路の一部を形成、自動車がひっきりなしに疾駆する坦々たる大道が実現したのである。したがって今までの一級国道一九二号線は、山川川島線と改称、県道に格下げされた。

こうして国道が新しく姿を見せたが、その他の県道は従来と変わりなく、ただ屈曲が正されたり、幅を拡げたり、舗装が施されたり等々改造が行われたのである。

次に川島町域の国道・県道に関する表と地図を掲げ、町内道路を理解する資料としたい。

注 次表の「川島町内の国道・県道表」は県道路保全課の資料による又「国道の現況、県道の現況」は昭和五十五年に町役場で作製された「川島町長期総合振興計画書」より抜粋したものである。

川島町道路一覽図は、国道・県道を区別して図示したもので、町史編集室の作製にかかる。

川島町内の国道・県道表

道路の名称	経路	摘要
一般国道一九二号	愛媛県西条市と徳島市	昭和四十二年一月吉野川右岸堤防改築に伴い国道改修新設のため区域に編入、工事完了により昭和四十三年六月二十五日指定区域に指定、建設省管理の国道となる。
主要地方道 津田川島線	香川県津田町と川島町	昭和三十四年一月三十一日市場川島線として認定県道となる 昭和四十年十二月二十八日市場津田線・市場川島線を主要地方道津田川島線として指定現在に至る。